

第10次鳥獣保護事業計画書

平成19年7月 1日から

平成24年3月31日まで

山梨県

第一	計画の期間	-----	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	-----	1
1	鳥獣保護区の指定	-----	1
(1)	方針	-----	1
	指定に関する中長期的な方針	-----	1
	指定区分ごとの方針	-----	1
(2)	鳥獣保護区の指定等の計画	-----	3
	鳥獣保護区の指定計画	-----	4
	既指定鳥獣保護区の変更計画	-----	4
2	特別保護地区の指定	-----	6
(1)	方針	-----	6
	指定に関する中長期的な方針	-----	6
	指定区分ごとの方針	-----	6
(2)	特別保護地区の指定計画	-----	7
3	休猟区の指定	-----	8
(1)	方針	-----	8
(2)	休猟区の指定計画	-----	9
(3)	特例休猟区の指定計画	-----	15
4	鳥獣保護区の整備等	-----	22
(1)	方針	-----	22
(2)	整備計画	-----	22
	管理施設の設置	-----	22
	利用施設の整備	-----	22
	調査、巡視等の計画	-----	23
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況	-----	23

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	2 4
1 鳥獣の人工増殖	2 4
(1) 方針	2 4
(2) 人工増殖計画	2 4
2 放鳥獣	2 4
(1) 方針	2 4
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	2 5
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 6
1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	2 6
(1) 許可しない場合の基本的考え方	2 6
(2) 許可する場合の基本的考え方	2 6
(3) わなの使用に当たっての許可基準	2 7
(4) 許可に当たっての条件の考え方	2 8
(5) 許可権限の市町村長への委譲	2 8
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	2 8
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	2 9
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	2 9
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	2 9
2 学術研究を目的とする場合	3 0
(1) 学術研究	3 0
(2) 標識調査	3 1
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	3 1
(1) 鳥獣による被害の防除に関する基本的考え方	3 1
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	3 2

予察表	3 2
被害発生予察地図	3 2
予察表に係る方針等	3 2
(3) 鳥獣の適正管理の実施	3 3
方針	3 3
防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	3 3
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	3 3
方針	3 3
許可基準	3 7
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	3 9
方針	3 9
捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	4 0
指導事項の概要	4 0
4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	4 1
5 その他特別の事由の場合	4 2
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	4 4
1 特定猟具使用禁止区域の指定	4 4
(1) 方針	4 4
狩猟に伴う危険を予防するための地区	4 4
静穏を保持するための地区	4 4
わな猟に伴う危険を予防するための地区	4 4
(2) 銃器にかかる特定猟具使用禁止区域の指定計画	4 5
(3) 銃器にかかる特定猟具使用禁止区域の指定内訳	4 6
狩猟に伴う危険を予防するための区域	4 6
わな猟に伴う危険を予防するための区域	5 0

2	特定猟具使用制限区域の指定	5 0
3	猟区設定のための指導	5 0
(1)	方針	5 0
(2)	設定指導の方法	5 0
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	5 1
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	5 1
2	実施計画の作成に関する方針	5 1
第七	ツキノワグマの保護管理に関する事項	5 2
1	方針	5 2
2	方法	5 2
第八	カワウの保護管理に関する事項	5 2
1	方針	5 2
2	方法	5 2
第九	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	5 3
1	基本方針	5 3
2	鳥獣保護対策調査	5 3
(1)	方針	5 3
(2)	鳥獣生息分布調査	5 3
(3)	希少鳥獣等保護調査	5 3
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	5 3
(5)	ガン・カモ類月別調査	5 4

(6) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	5 4
3 狩猟対策調査	5 5
(1) 方針	5 5
(2) 狩猟鳥獣生息調査	5 5
(3) 放鳥効果測定調査	5 5
(4) 狩猟実態調査	5 5
4 有害鳥獣対策調査	5 5
(1) 方針	5 5
(2) 調査の概要	5 6
第十 鳥獣保護事業の啓発に関する事項	5 7
1 鳥獣保護思想の普及	5 7
(1) 方針	5 7
(2) 事業の年間計画	5 7
(3) 愛鳥週間行事等の計画	5 7
2 愛鳥モデル校の指定	5 7
(1) 方針	5 7
(2) 指定期間	5 8
(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	5 8
(4) 指定計画	5 8
3 安易な餌付けの防止	5 8
(1) 方針	5 8
(2) 年間計画	5 8
4 法令の普及徹底	5 9
(1) 方針	5 9
(2) 年間計画	5 9

第十一	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	6 0
1	鳥獣行政担当職員	6 0
(1)	方針	6 0
(2)	配置計画	6 0
(3)	研修計画	6 0
2	鳥獣保護員	6 1
(1)	方針	6 1
(2)	設置計画	6 1
(3)	年間活動計画	6 1
(4)	研修計画	6 1
3	保護管理の担い手の育成	6 2
(1)	方針	6 2
(2)	研修計画	6 2
(3)	狩猟者の減少防止対策	6 2
4	鳥獣センター	6 2
(1)	方針	6 2
(2)	鳥獣センターの施設計画	6 3
5	取締り	6 3
(1)	方針	6 3
(2)	年間計画	6 3
6	必要な財源の確保	6 3
第十二	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	6 4
1	希少鳥獣の保護管理の考え方	6 4
(1)	対象種	6 4

(2) 保護管理の考え方	-----	6 4
2 指定猟法禁止区域	-----	6 4
(1) 方針	-----	6 4
(2) 指定計画	-----	6 4
全体計画	-----	6 4
個別計画	-----	6 4
3 鳥類の飼養の適正化	-----	6 5
(1) 方針	-----	6 5
(2) 飼養適正化のための指導内容	-----	6 5
4 販売禁止鳥獣等	-----	6 5
(1) 許可の考え方	-----	6 5
(2) 許可の条件	-----	6 5
5 傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	6 6
(1) 傷病鳥獣の保護体制	-----	6 6
(2) 野生復帰不可能個体の取扱い	-----	6 6
6 人獣共通感染症への対応	-----	6 6

第一 計画の期間

平成19年7月1日から平成24年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

指定に関する中長期的な方針

本県は周囲を高い山々に囲まれ、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒い。また、昼夜の気温差も激しく、盆地特有の内陸性気候を示している。また、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、低地林から高山帯まで、豊かな植生を見ることができる。

このような気象、地勢条件により、本県には四季を通じて多種多様な野生鳥獣が生息している。特に、南アルプス山系には特別天然記念物であるライチョウが生息しており、冬季には富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる富士川、笛吹川へのカモ類の渡来が多数確認されている。

第1次から第9次鳥獣保護事業計画においては、これらの鳥獣の生息環境の保全を図るため、39箇所、74,668.2ヘクタールの鳥獣保護区を指定し、その鳥獣保護区内に10箇所、5,792.6ヘクタールの特別保護地区を指定した。これにより、鳥獣保護区は本県林野面積の約22パーセントを占めることとなった。

第10次鳥獣保護事業計画においても、生物多様性の保全や環境の変化等を考慮して鳥獣保護区を指定することとし、指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。

設定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する野生鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、植生や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、必要と認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として再指定するものとする。

イ 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持するため、広域にわたって野生鳥獣の生息環境を保全する必要があると認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として再指定するものとする。

ウ 集団渡来地の保護区

県内の主要な湖沼・河川等、水鳥が集団で渡来する地域の生息環境の保全を図るため、必要と認められる地域について指定するとともに、

期間満了となった箇所については原則として再指定するものとする。

エ 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、必要と認められる地域について指定するものであるが、県内では該当区域がないことから指定しないものとする。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧 A・B 類及び 類に該当する鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、その種の生態及び地域の自然的社会的特性等を考慮し、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

カ 生息地回廊の保護区

生息地の分断により孤立する危険性のある地域個体群を保護するため、生息地間の移動経路となる樹林帯等の地域のうち、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊で鳥獣の良好な生息地となっている地域、また、自然とのふれあいや野生鳥獣の観察等環境教育の場として適した地域の環境を保全するため、必要と認められる地域について指定するとともに、原則として期間満了となった箇所については再指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間中に指定する鳥獣保護区					本計画期間中に区域拡大する鳥獣保護区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	13	箇所						0						0
	面積	ha 16,010.0	変動面積						0.0						0.0
大規模生息地	箇所	5	箇所						0						0
	面積	53,901.0	変動面積						0.0						0.0
集団渡来地	箇所	5	箇所						0						0
	面積	2,326.5	変動面積						0.0						0.0
集団繁殖地	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0.0	変動面積						0.0						0.0
希少鳥獣生息地	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0	変動面積						0.0						0.0
生息地回廊	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0	変動面積						0.0						0.0
身近な鳥獣生息地	箇所	16	箇所						0						0
	面積	2,438.7	変動面積						0.00						0.0
計	箇所	39	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	74,676.2	変動面積	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

本計画期間中に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間中に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間 中の増減*	計画終了時の 鳥獣保護区**	
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23			計(E)
					0						0	0	13
					0.0						0.0	0.0	16,010.0
					0						0	0	5
					0.0						0.0	0.0	53,901.0
					0						0	0	5
					0.0						0.0	0.0	2,326.5
					0						0	0	0
					0.0						0.0	0.0	0.0
					0						0	0	0
					0.0						0.0	0.0	0.0
					0						0	0	16
					0.0						0.0	0.0	2,438.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74,676.2

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

鳥獣保護区の指定計画

新規の指定予定はなし

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成19年度	身近な鳥獣生息地	富士塚万力鳥獣保護区	期間更新	ha 200.0	ha 0	ha 200.0	平成19年11月1日～平成29年10月31日		
	身近な鳥獣生息地	塩の山鳥獣保護区	期間更新	45.0	0	45.0	平成19年11月1日～平成29年10月31日		
	集団渡来地	大野鳥獣保護区	期間更新	85.5	0	85.5	平成19年11月1日～平成29年10月31日		
	集団渡来地	山中湖鳥獣保護区	期間更新	1,360.0	0	1,360.0	平成19年11月1日～平成29年10月31日		
計		4箇所		1,690.5	0	1,690.5			
平成20年度	森林鳥獣生息地	御岳鳥獣保護区	期間更新	1,199.7	0	1,199.7	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	森林鳥獣生息地	県民の森鳥獣保護区	期間更新	1,073.0	0	1,073.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	森林鳥獣生息地	片山鳥獣保護区	期間更新	645.0	0	645.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	森林鳥獣生息地	八ヶ岳鳥獣保護区	期間更新	6,850.0	0	6,850.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		

	集团渡来地	三郡橋鳥獣保護区	期間更新	237.0	0	237.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	身近な鳥獣生息地	大和鳥獣保護区	期間更新	7.0	0	7.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	身近な鳥獣生息地	唐沢山鳥獣保護区	期間更新	14.1	0	14.1	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	森林鳥獣生息地	身延山鳥獣保護区	期間更新	886.0	0	886.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	集团渡来地	本栖鳥獣保護区	期間更新	560.0	0	560.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
	大規模生息地	富士山北鳥獣保護区	期間更新	15,401.0	0	15,401.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日		
		10箇所		29,881.1	0	26,872.8			
平成22年度	集团渡来地	雨畑湖鳥獣保護区	期間更新	84.0	0	84.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日		
		1箇所		84.0	0	84.0			
合計		15箇所		28,647.3	0	28,647.3			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

指定に関する中長期的な方針

- ・ 特別保護地区の指定にあたっては、鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- ・ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ・ 本計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

設定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。

イ 大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

ウ 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

エ 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖を積極的に確保するために特に必要と認められる区域について指定するものであるが、県内には該当する区域がないため指定しないものとする。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる希少鳥獣の繁殖・採餌の確保のため特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

カ 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

県民が身近に鳥獣と触れ合うことができる区域で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

(2) 特別保護地区の指定計画

(第3表)

区分	特別保護地区 指定の目標	既指定特別 保護地区(A)		本計画期間中に指定する特別保護地区					本計画期間中に区域拡大する特別保護地区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所		2					2					0
	面積	ha 590.0	変動面積		474.0					474.0					0.0
大規模生息地	箇所	5	箇所							0					0
	面積	4,209.6	変動面積							0.0					0.0
集団渡来地	箇所	2	箇所	1	1					2					0
	面積	993.0	変動面積	678.0	357.0					1035.0					0.0
集団繁殖地	箇所	0	箇所							0					0
	面積	0.0	変動面積							0.0					0.0
希少鳥獣生息地	箇所	0	箇所							0					0
	面積	0	変動面積							0.0					0.0
生息地回廊	箇所	0	箇所							0					0
	面積	0	変動面積							0.0					0.0
身近な鳥獣生息地	箇所	0	箇所							0					0
	面積	0.0	変動面積							0.00					0.0
計	箇所	10	箇所	1	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	面積	5,792.6	変動面積	678.0	831.0	0.0	0.0	0.00	0.00	1509.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

本計画期間中に区域縮小する特別保護地区						本計画期間中に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)					計画期間中 の増減*	計画終了時の特別 保護地区**	
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
					0		2				2	0	3
					0.0		474.0				474.0	0.0	590.0
					0						0	0	5
					0.0						0.0	0.0	4,209.6
					0	1	1				2	0	2
					0.0	678.0	357.0				1,035.0	0.0	993.0
					0						0	0	0
					0.0						0.0	0.0	0.0
					0						0	0	0
					0.0						0.0	0.0	0.0
					0						0	0	0
					0.0						0.0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	4	0	10
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	678.0	831.0	0.0	0.0	0.0	1,509.0	0.0	5,792.6

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
** 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成19年度	集団渡来地	山中湖鳥獣保護区	ha 1,360.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	ha 678.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	ha		
計			1箇所		1,360.0		678.0		
平成20年度	森林鳥獣生息地	御岳鳥獣保護区	1,197.7	平成20年11月1日～ 平成30年10月31日	176.0	平成20年11月1日～ 平成30年10月31日			
	森林鳥獣生息地	八ヶ岳鳥獣保護区	6,850.0	〃	298.0	〃			
	集団渡来地	本栖鳥獣保護区	560.0	〃	357.0	〃			
計		3箇所	8,607.7		831.0				
合計		4箇所	9,967.7		1,509.0				

3 休猟区の指定

(1) 方針

- ・ 休猟区は、狩猟鳥獣の減少を防止するために指定することとし、河川、道路、行政区界その他容易に確認できる境界線により区画する。
- ・ 休猟区的面積は、狩猟鳥獣の生息状況の回復を効率的に図るため、可猟地域面積の概ね1/6を指定するように努めることとし、1箇所当たり1,500haを確保できるように努めることとする。また、分布に偏りが無いよう配慮するものとする。
- ・ 指定期間は2年間とし、指定が満了となったときは、できる限り隣接する区域を休猟区として指定するものとする。
- ・ なお、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる

特例制度を活用するものとする。

- ・ その他休猟区指定に関し必要な事項は、休猟区指定要領に基づき定めるものとする。

(2) 休猟区の指定計画

(第5表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成19年度	北杜市	江草休猟区	2,600.0 ha	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	北杜市	長坂休猟区	2,180.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	北杜市	武川釜無川右岸休猟区	1,958.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	南アルプス市	櫛形休猟区	2,345.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	甲州市	岩崎山休猟区	1,211.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	山梨市	隼山休猟区	1,120.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	山梨市	兜山休猟区	1,182.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	南巨摩郡早川町	大黒休猟区	3,824.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	南巨摩郡身延町	大城休猟区	1,761.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	都留市	大平山休猟区	1,428.0	平成19年11月1日～	

	北都留郡丹波山村	岩岳・熊倉山休猟区	1,380.0	平成21年10月31日 平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
	南都留郡忍野村	忍野休猟区	535.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	
計		1 2 箇所	21,524.0		
平成20年度	山梨市	大烏・余沢休猟区	1,304.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	笛吹市	一宮休猟区	1,300.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	笛吹市	境川休猟区	1,438.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	南巨摩郡身延町	八坂休猟区	2,574.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	南巨摩郡南部町	貫ヶ岳休猟区	2,452.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	大月市	百蔵・扇山休猟区	3,051.6	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	上野原市	阿寺沢休猟区	1,923.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	都留市	宝休猟区	1,625.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	
	南都留郡富士河口湖町	霜山休猟区	1,030.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	

計	南都留郡富士河口湖町	西湖休猟区	850.0	平成20年11月1日～平成22年10月31日	
		10箇所	17,547.6		
平成21年度	北杜市	かさなし山休猟区	1,300.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	北杜市	菅原休猟区	2,400.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	韮崎市	旭休猟区	2,050.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	南アルプス市	芦安休猟区	2,490.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	甲斐市	敷島休猟区	1,333.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	甲州市	鶏冠山休猟区	2,140.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	山梨市	小檜山休猟区	1,840.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	笛吹市	御坂休猟区	1,415.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	南巨摩郡早川町	硯島休猟区	5,045.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	
	南巨摩郡身延町	椿休猟区	3,602.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	

	南巨摩郡南部町	思親山休猟区	1,050.0	平成21年11月1日～ 平成23年10月31日	
	上野原市	二十六夜休猟区	1,716.0	平成21年11月1日～ 平成23年10月31日	
	北都留郡小菅村	小菅西休猟区	843.0	平成21年11月1日～ 平成23年10月31日	
	南都留郡山中湖村	平野休猟区	595.0	平成21年11月1日～ 平成23年10月31日	
計		14箇所	27,819.0		
平成22年度	北杜市	斑山休猟区	2,180.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	甲府市	奥御岳休猟区	1,333.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	甲州市	天目山休猟区	1,830.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	笛吹市	芦川休猟区	1,403.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	南巨摩郡増穂町・鯉沢町	増穂・鯉沢休猟区	3,700.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	南巨摩郡南部町	十枚山休猟区	1,532.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	大月市	真木・奈良子休猟区	3,523.7	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	上野原市	棚頭休猟区	1,210.0	平成22年11月1日～	

	都留市	近ヶ岳休猟区	1,305.0	平成24年10月31日 平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	富士吉田市	吉田休猟区	826.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
	南都留郡富士河口湖町	精進休猟区	910.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	
計		1 1箇所	19,752.7		
平成23年度	北杜市	鳳来休猟区	2,970.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	韮崎市	清神円休猟区	2,500.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	中央市	豊富休猟区	1,350.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	甲州市	源次郎休猟区	1,725.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	山梨市、甲州市	滑沢休猟区	1,410.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	西八代郡市川三郷町	大畠山休猟区	833.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	南巨摩郡身延町	大須成休猟区	1,630.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	南巨摩郡南部町	天子ヶ岳休猟区	1,388.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	

	北都留郡丹波山村	鴨沢休猟区	1,093.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	南都留郡富士河口湖町	長浜大石休猟区	800.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
	南都留郡道志村	久保休猟区	590.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	
計		1 1 箇所	16,289.0		
合計		5 8 箇所	102,932.3		

可猟地域面積（基礎面積 - 控除面積）	228,354 h a (446,537 - 218,183)
休猟区年標準指定面積（可猟地域面積 × 1/6）	38,059 h a (228,354 × 1/6)

基礎面積は、林野面積、農耕地面積、内水面面積等を合算したものの。

控除面積は、狩猟を行い難い地域（山岳地や住宅密集地等）、鳥獣保護区等の面積を合算したものの。

休猟区年標準指定面積には、狩猟資源の豊かな地域、入猟者が少ない地域及び特定鳥獣の生息が過剰な地域等も含まれているため、指定計画の策定にあたっては地域の実情を考慮し、指定箇所、指定区域及び指定面積等を勘案した。なお、1/6は年標準指定面積を算出する目安の割合とする。

(3) 特例休猟区指定計画

(第 6 表)

年度	休猟区指定所在地	対象休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
平成19年度	甲州市	落合休猟区	1,253.0 ^{ha}	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市、山梨市	倉掛山休猟区	1,570.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市、山梨市	滑沢休猟区	1,410.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	山梨市	上釜口休猟区	1,712.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡南部町	天子ヶ岳休猟区	1,388.2	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡身延町	常葉・湯之奥休猟区	2,259.4	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲府市、西八代郡市川三郷町	上九一色・三珠休猟区	1,424.7	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北杜市	明野休猟区	1,010.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	大月市	鶴ヶ鳥屋休猟区	2,679.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	上野原市	大鶴休猟区	2,145.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
都留市	高畑休猟区	974.0	平成19年11月1日～	ニホンジカ		

	南都留郡富士河口湖町	河口休猟区	680.0	平成20年10月31日 平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	イノシシ ニホンジカ イノシシ	
	富士吉田市	上吉田休猟区	1,150.0	平成19年11月1日～ 平成20年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北杜市	江草休猟区	2,600.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北杜市	長坂休猟区	2,180.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北杜市	武川釜無川右岸	1,958.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南アルプス市	櫛形休猟区	2,345.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市	岩崎山休猟区	1,211.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	山梨市	隼山休猟区	1,120.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	山梨市	兜山休猟区	1,182.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡早川町	大黒休猟区	3,824.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡身延町	大城休猟区	1,761.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	都留市	大平山休猟区	1,428.0	平成19年11月1日～	ニホンジカ	

	北都留郡丹波山村	岩岳・熊倉山休猟区	1,380.0	平成21年10月31日 平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	イノシシ ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡忍野村	忍野休猟区	535.0	平成19年11月1日～ 平成21年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
計		25箇所	41,179.3			
平成20年度	山梨市	大烏・余沢休猟区	1,304.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	笛吹市	一宮休猟区	1,300.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	笛吹市	境川休猟区	1,438.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡身延町	八坂休猟区	2,574.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡南部町	貫ヶ岳休猟区	2,452.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	大月市	百蔵・扇山休猟区	3,051.6	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	上野原市	阿寺沢休猟区	1,923.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	都留市	宝休猟区	1,625.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡富士河口湖町	霜山休猟区	1,030.0	平成20年11月1日～ 平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	

	南都留郡富士河口湖町	西湖休猟区	850.0	平成20年11月1日～平成22年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
計		10箇所	17,547.6			
平成21年度	北杜市	かさなし山休猟区	1,300.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北杜市	菅原休猟区	2,400.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	韮崎市	旭休猟区	2,050.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南アルプス市	芦安休猟区	2,490.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲斐市	敷島休猟区	1,333.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市	鶏冠山休猟区	2,140.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	山梨市	小檜山休猟区	1,840.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	笛吹市	御坂休猟区	1,415.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡早川町	硯島休猟区	5,045.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡身延町	椿休猟区	3,602.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	

	南巨摩郡南部町	思親山休猟区	1,050.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	上野原市	二十六夜休猟区	1,716.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	北都留郡小菅村	小菅西休猟区	843.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡山中湖村	平野休猟区	595.0	平成21年11月1日～平成23年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	計	14箇所	27,819.0			
平成22年度	北杜市	斑山休猟区	2,180.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲府市	奥御岳休猟区	1,333.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市	天目山休猟区	1,830.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	笛吹市	芦川休猟区	1,403.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡増穂町・鯉沢町	増穂・鯉沢休猟区	3,700.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡南部町	十枚山休猟区	1,532.0	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	大月市	真木・奈良子休猟区	3,523.7	平成22年11月1日～平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	上野原市	棚頭休猟区	1,210.0	平成22年11月1日～	ニホンジカ	

	都留市	近ヶ岳休猟区	1,305.0	平成24年10月31日 平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	イノシシ ニホンジカ イノシシ	
	富士吉田市	吉田休猟区	826.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡富士河口湖町	精進休猟区	910.0	平成22年11月1日～ 平成24年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
計		1 1箇所	19,752.7			
平成23年度	北杜市	鳳来休猟区	2,970.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	韮崎市	清神円休猟区	2,500.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	中央市	豊富休猟区	1,350.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	甲州市	源次郎休猟区	1,725.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	山梨市、甲州市	滑沢休猟区	1,410.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	西八代郡市川三郷町	大畠山休猟区	833.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡身延町	大須成休猟区	1,630.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南巨摩郡南部町	天子ヶ岳休猟区	1,388.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	

	北都留郡丹波山村	鴨沢休猟区	1,093.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡富士河口湖町	長浜大石休猟区	800.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
	南都留郡道志村	久保休猟区	590.0	平成23年11月1日～ 平成25年10月31日	ニホンジカ イノシシ	
計		1 1箇所	16,289.0			
合計		7 1箇所	122,587.6			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の境界線が明らかになるように標識を設置するとともに、自然条件を勘案してそれぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣に適した環境の整備・改善に努める。また、標識等の設置状況及び鳥獣の採餌、営巣状況の確認のため、定期的な調査、巡回を行い保護管理の充実に努める。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化することが懸念される場合には、必要に応じて保全事業の実施を検討するものとする。

(2) 整備計画

管理施設の設置

(第7表)

区分	現況	平成19年度～平成23年度
標識類の整備	期間更新の鳥獣保護区を中心に計画的に整備	新規指定箇所はないため、期間更新する鳥獣保護区及び特別保護地区について、境界線標識類を整備していく。

利用施設の整備

(第8表)

区分	現況	平成19年度～平成23年度
観察路、観察舎等の整備	整備済み	必要に応じて補修又は新規設置を検討する。
その他の施設等の整備	毎年2箇所程度を選定し、営巣施設を整備	鳥獣保護区のうち、毎年地区を指定し、巣箱の設置、修繕等を実施し、必要に応じて給水施設の整備を行う。

調査、巡視等の計画

(第9表)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理員等	箇所数	39	39	39	39	39
	人数	73	73	73	73	73
管理のための調査の実施		鳥獣保護員等により区域内の境界標識の状況を調査し、新設及び改善を必要とする施設の把握を行う。				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第10表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
県内鳥獣保護区	必要に応じて実施箇所、実施内容を検討する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

県が行うキジ及びヤマドリの放鳥計画が円滑に実施できるよう、生産者に対し養殖技術の指導及び狩猟団体を交えての情報交換を行い、また事業の実施にあたっては鳥インフルエンザや他病原菌による影響を考慮し、放鳥個体について異変等が見られないか十分配慮する。

(2) 人工増殖方針

(第11表)

年度	絶滅のおそれのある鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成19年度 ～ 平成23年度	なし		キジ ヤマドリ	養殖業者に対して巡回指導等を行い、養殖環境の整備及び亜種間交雑防止に対する助言指導を行う。	

2 放鳥獣

(1) 方針

- ・ 放鳥の種類は、キジ及びヤマドリとする。放獣は行わない。
- ・ 放鳥は、定着率を考慮し、120日令以上の成鳥を放鳥するものとし、養殖技術の指導により優良鳥の確保を図る。なお、必要に応じて足環の装着による放鳥後の調査も実施する。
- ・ 放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原菌の伝播等により在来種に悪影響を与える恐れがある場合には放鳥しない。
- ・ 放鳥にあたっては、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する個体(同一の亜種に限る。)を放鳥する。
- ・ 放鳥羽数及び放鳥地域については、狩猟者による捕獲数の動向や各地域における生息状況等を考慮し、必要に応じて調整を行うものとする。
- ・ 休猟区については、指定初年度及び必要に応じて指定期間内に、狩猟による捕獲数の動向に鑑み、放鳥に適した地域を選定し放鳥する。
- ・ その他必要と認められる場所に放鳥する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表)

種類名	放鳥の地域	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
キジ		羽	羽	羽	羽	羽
	鳥獣保護区	800	800	800	800	800
	休猟区	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	その他 計	200	200	200	200	200
ヤマドリ	鳥獣保護区	300	300	300	300	300
	休猟区	310	310	310	310	310
	計					

(第13表)

種類名	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他
キジ	羽	羽 2,200	羽	羽	羽 2,200	羽	羽	羽 2,200	羽	羽	羽 2,200	羽	羽	羽 2,200	羽
ヤマドリ		610			610			610			610			610	

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次に掲げる場合においては、許可をしないものとする。

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適切な研究計画の下でのみ行われるものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要と認められる範囲内で行われるものとする。

その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ただし、野生鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は原則として許可しないものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

都道府県及び市町村鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員、また、ボランティア等で、傷病鳥獣保護のため、必要と認められる場合。

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

エ 愛がんのための飼養の目的

原則として許可しないものとする。

オ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工増殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

カ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(の場合を除く)

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着した

ものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなを使用するものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)以外の捕獲については、市町村への権限の委譲は行わない。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする)。

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けた原則としてはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こさないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く）。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導するものとする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせることとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有又は活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、また狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物の処理、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護のための捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶ恐れのない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

学術研究((2)の標識調査を除く。)を目的とする捕獲の許可基準は次のとおりとする。

(第14表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準							備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要と認められる種。	必要最小限の数。	1年以内。	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法でないこと。殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められること。	学術研究の主たる内容は、鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。研究により得られた成果は、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。個体識別のための指切り、ノーズタグ等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置は行わないこと。電波発信機等鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が必要最小限と認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。	

(2) 標識調査

標識調査を目的とする捕獲の許可基準は次のとおりとする。

(第15表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
標識調査 (環境省標識を装着する場合)	知事	国若しくは都道府県鳥獣事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥獣各2000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。	当該標識調査について、できる限り一般に周知を理解を図り、情報を正確に把握するよう努めること。	

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 鳥獣による被害の防除に関する基本的考え方

本県は、県土の約78%を森林が占める森林県であり、また、モモやブドウ等の果樹生産農業が盛んな地域である。このような状況から、野生鳥獣による農林業被害も多く、また、一部の鳥獣による被害は年々増加し、また、その範囲も全県的なものとなっている。

本県において顕著な被害を与える鳥獣のうち、代表的なものとしてはニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラスが挙げられる。

これらの種については、各関係機関と連携し、可能な限り生態や生息状況等を調査するとともに、電気柵の設置や遊休農地の整備等を含めた効果的な防除対策を検討・実施していくものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察表

(第16表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲許可対象種	その他		
イノシシ	果樹 野菜	←														市街地を除く県下一円		
ツキノワグマ	水稲 果樹 野菜	←											→			農耕地一円	×	人身被害
ニホンジカ	蜂蜜 造林木 造林木 水稲	←														農耕地 林地一円		
ニホンザル	野菜 林産物 果樹 野菜 等	←														県下一円		生活被害
ハクビシン	林産物 野菜		←									→				都留市 丹波山村		
ハシブトガラス	野菜 果樹 水	←														県下一円		生活被害
ハシボソガラス	稲 果樹 その他	←														県下一円		生活被害
ムクドリ	果樹 野菜	←														農耕地一円		
スズメ	果樹 水稲	←														農耕地一円		
ドバト	野菜 果樹 その他	←														県下一円		生活被害
オナガ	果樹				←				→							甲府市 山梨市		
カワウ	放流魚	←		→												富士川 相模川水系		
ヒヨドリ	果樹 野菜 水稲			←									→			韮崎市		

被害発生予察地図

縮尺20万分の1程度の地図に代表的な加害鳥獣の種類ごとに被害発生予察地図を作成する。

予察表に係る方針等

- 予察表は、農林水産部局・鳥獣保護員と連携し、過去5年間の農林水産物への被害の発生状況を的確に把握し、調査・検討を行い、作成した予察情報台帳を基に作成することとする。
- 予察表記載種の中で予察捕獲対象として捕獲等又は採取等を許可することとする種は、有害鳥獣捕獲のうち常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる種とし、その他の種に関しては、被害の実態と捕獲内容の適性度等を審査して捕獲を行う対処捕

獲を実施することとする。また、特定計画が作成されている鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

- ・ 被害を及ぼす種については、被害実績及び有害鳥獣捕獲並びに狩猟による捕獲数を毎年点検した予察情報台帳を作成し、被害実績及び捕獲数が減少した場合には、予察捕獲対象から除外する等、適切な対応を図ることとし、被害実績が増加した種については、有害鳥獣捕獲実績及び狩猟による捕獲数等を勘案し、予察捕獲対象として位置づけ、予察表を改訂することとする。
- ・ 捕獲以外の被害防除対策としては、防護柵の計画的な整備、農地周辺の森林整備、農作物の収穫残渣の処分の徹底等を引き続き推進する。

（３）鳥獣の適正管理の実施

方針

農林水産物等に著しく被害を及ぼす鳥獣について、各関係機関と連携を図りながら、効果的な防除方法及び適正な個体数の管理方法を検討する。

防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

（第１７表）

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンザル ニホンジカ カワウ イノシシ	平成19年度～平成23年度	農林水産物に甚大な被害を与える鳥獣については、その鳥獣の種類ごとに可能な限り生息調査等を実施し、被害発生原因の分析・解明を行う。その結果を基に、特定鳥獣保護管理計画を策定し、各関係機関と連携を図りながら防除方法及び狩猟を含む個体数調整等の検討を行い、関係者を指導する。	

（４）有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

方針

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行なうものとする。

有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、各関係機関との連携のもと、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数調整等、鳥獣の適正な保護管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、人が排出する生ゴミ等への依存が、鳥獣による被害等の誘引となっていることにも鑑み、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図るものとする。

イ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

- ・ 狩猟鳥獣、カワウ、ドバト、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。
- ・ 被害等が生じることがごく稀れである種及び生息数が少ない等、保護上の要請が高い鳥獣の種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。
- ・ 継続的な捕獲が必要となる場合は、科学的で明確な保護管理の目標に基づき計画的に行わせるものとする。
- ・ 捕獲にあたっては、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。
- ・ 被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。
- ・ 予察捕獲を実施するにあたっては、鳥獣の種類別に、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況、捕獲状況及び生息状況等を記載した予察情報台帳を整備するとともに、予察表を作成するものとする。
- ・ 外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 許可しない場合の考え方

次の場合においては、許可をしないものとする。

- ・ 捕獲後の処置の予定等に照らして明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。
- ・ 捕獲によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に移入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲をする場合はこの限りではない。
- ・ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ・ 捕獲に際し、住民の安全の確保や社寺境内、墓地における捕獲を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ・ 特定猟具使用禁止区域内で銃猟を行う場合であって、銃猟によらなくても捕獲の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

エ 許可に当たっての条件の考え方

捕獲の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

オ 許可権限の市町村長への委譲

次に掲げる許可権限については、市町村長に委譲するものとする。

有害鳥獣捕獲の許可（11種）

（スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、オナガ、ノウサギ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ）

なお、許可事務の実施に当たっては、法、規則、鳥獣保護事業計画、山梨県有害鳥獣捕獲実施要領等を遵守し適切に事務が遂行されるよう指導するとともに、権限の委譲を受けた市町村とは、許可事務の施行状況について報告を求める等、その連絡調整に努めるものとする。

カ 捕獲実施にあたっての留意事項

捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の措置を講じさせるものとし、また、捕獲の実施にあたっては、事前に関係住民等への周知を図らせることとする。

また、必要に応じ捕獲の実施に立ち会う等により、適正な捕獲が実施されるよう対処することとする。

また、許可を受けた者が使用する猟具（銃器を除く。）には、猟具ごとに住所・氏名・電話番号・許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着を義務づけることとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲する場合であって、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

キ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こさないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く）。さらに捕獲物が、鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物は、違法なものと誤認されないように指導するものとする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせることとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有又は活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には使用登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ク 捕獲情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、原則として地方公共団体の長又は環境大臣の定める法人が行うよう指導するものとし、捕獲効率の向上を図る観点から、有害鳥獣捕獲従事者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにし、必要最小限の人数で実施することとする。

捕獲に従事する者は、狩猟免許を有する者を選任すること。また、当該申請前1年間に当該猟法に該当する狩猟者登録を受けている者が望ましい。

なお、個人が自己の田畑や山林を守るためイノシシ等を捕獲する場合等で、わなを使用する場合は、申請者（被害者又は被害者から依頼のあった者）がわな猟免許を持っている場合、個人による許可申請を認めるものとする。

このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

イ 鳥獣の種類・数量

被害等の発生地域における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とする。

ウ 期間

- 有害鳥獣捕獲期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期において地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、2か月間以内とするよう努めるものとする。ただし、捕獲の対象がネズミ、モグラ類の場合においてはこの限りではない。
- 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるように考慮するものとする。
- 狩猟期間中及びその前後（始期前15日間及び終期後15日間）の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

- ・ 予察捕獲の許可については、予察情報台帳及び被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

エ 区域

- ・ 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地域等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
- ・ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を超えて共同して広域的に捕獲を実施する等、有害鳥獣捕獲が効果的に実施されるよう、関係機関と連絡・調整を行うものとする。
- ・ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害等防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区等の区域の見直し等について検討するものとする。

オ 方法

- ・ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
- ・ カワウについては、釣り針による捕獲を認めることとする。実施に当たっては、近くに待機してカワウ以外の鳥の追い払いを行うとともに、カワウを捕獲した場合には、すみやかに処理を行うよう留意するものとする。

カ 許可を与える際の留意事項

(第18表)

許可権者	鳥獣名	留意事項							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	一人当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町村長	スズメ ムクドリ ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト オナガ ノウサギ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ	かすみ網、法第36条に規定する危険猟法以外の猟法に限る。	管轄市町村。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に駆除実施できる時期。ただし、鳥獣の繁殖に支障のある期間及び狩猟期間中及びその前後15日間についてはできるだけ避けることとする。	2カ月以内。		原則として地方公共団体の長又は環境大臣の定める法人 わな猟免許を持つ個人			
知事 (林務環境事務所長)	上記以外の鳥獣のうち、環境大臣の許可以外のもの。	同上	管轄区域内。	同上	同上	同上	同上			

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

方針

鳥獣による農林水産物被害が激甚な地域については、その地域ごとにあらかじめ捕獲隊を編成するよう市町村等を指導する。

また、県関係課で組織する庁内連絡会議や、各林務環境事務所単位で管内市町村職員を交えての鳥獣害防止対策会議を開催し、地域ごとの実状に応じた適切な防除・捕獲対策の一つとして、広域捕獲の体制づくりや方法についても検討するものとする。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第19表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ ニホンザル ムクドリ ハシブトガラス、ハシボ ソガラス ニホンジカ	全県下	

指導事項の概要

捕獲の実施に当たっては、各市町村職員又は必要に応じて各林務環境事務所職員及び鳥獣保護員が、その実施方法や装備等について把握し、捕獲隊の責任者を定めさせ、事故等を含めて万全の体制で実施するよう指導するものとする。

また、被害が複数市町村に渡るような鳥獣については、数市町村が捕獲実施日を同一にすることにより、効果的な捕獲が実施されるよう指導するものとする。

4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合の捕獲の許可基準は次のとおりとする。

(第20表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準						留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
特定計画に基づく数の調整	知事	<p>銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第一種又は第二種銃猟免許を所持する者)又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許及びわな猟免許を所持する者であること。</p> <p>また、捕獲等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理に詳しい者が含まれるよう努めること。</p> <p>さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独捕獲等の方法が適切に選択されていること。</p>	<p>捕獲数は、特定計画に基づき、その目標を達成するために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。</p>	<p>特定計画の達成を図るために必要な期間とすること。</p> <p>捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。</p> <p>登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査すること。</p>	<p>特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。</p>	<p>空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させたままとり逃す危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。</p> <p>なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、鉛製銃弾は使用しないものとする。</p> <p>また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。</p>			

5 その他特別な事由を目的とする場合

その他特別な事由を目的とする場合の捕獲の許可基準は次のとおりとする。

(第21表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内。	職務上必要な区域。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内。	必要と認められる区域。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6ヶ月以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

愛がんのための飼養の目的	知事	許可しないものとする。					
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。	人工増殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内。	原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕。	
前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。					

第五 特定用具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次に掲げる区域を指定猟具使用禁止区域として、地域状況の変化に応じて適切に指定していくこととする。

また、当計画において指定を予定していない地域においても年度ごとの調査により必要と認められた区域については適宜指定していくものとする。

銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 銃器にかかる特定猟具使用禁止区域の指定計画

(第 2 2 表)

		既指定特定 猟具禁 止 区 域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域					
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予 防するた めの区域	箇所	102	箇所	7	9	5	10	4	36		1				1
	面積	21,331.6	変動 面積	4,642.0	834.6	2,731.6	2,859.5	563.0	11,630.7		51.0				51.0

本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域						計画期間 中の増減*	計画終了時の特定 猟具禁止区域**
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
						7	10	8	10	4	39	3	99
						4,642.0	885.6	2,731.6	2,859.5	563.0	11,681.0	0	21,331.6

*箇所数については(B) - (E)

**箇所数については(A) + (B) - (E)

面積については(B) + (C) - (D) - (E)

面積については(A) + (B) + (C) - (D) - (E)

(3) 銃器にかかる特定猟具使用禁止区域の指定内訳

銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第 2 3 表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備考
平成19年度	北杜市	白州尾白の森名水公園特定 猟具使用禁止区域	20.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	北杜市	大武川河川公園特定猟具使 用禁止区域	15.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	山梨市	広瀬湖特定猟具使用禁止区 域	55.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	山梨市	笛吹川フルーツ公園特定猟 具使用禁止区域	100.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	大月市	猿橋特定猟具使用禁止区域	120.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	都留市	川茂特定猟具使用禁止区域	182.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
	富士吉田市・南都留郡富士河口湖 町・鳴沢村・道志村	富士北麓特定猟具使用禁止 区域	4,150.0	平成19年11月1日～ 平成29年10月31日	
計		7箇所	4,642.0		
平成20年度	北杜市	日野特定猟具使用禁止区域	25.0	平成20年11月1日～ 平成30年10月31日	
	南アルプス市	あやめヶ丘特定猟具使用禁 止区域	30.0	平成20年11月1日～ 平成30年10月31日	

	南アルプス市	横川特定猟具使用禁止区域	51.0	廃止	釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域に統合
	甲府市	荒川特定猟具使用禁止区域	85.5	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	甲府市	能泉湖特定猟具使用禁止区域	34.5	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	甲府市・笛吹市	中道特定猟具使用禁止区域	112.6	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	笛吹市	御坂特定猟具使用禁止区域	50.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	西八代郡市川三郷町	市川大門特定猟具使用禁止区域	128.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	上野原市	向風山特定猟具使用禁止区域	177.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	南都留郡鳴沢村	絶頭特定猟具使用禁止区域	192.0	平成20年11月1日～平成30年10月31日	
	計	10箇所	834.6		
平成21年度	北杜市	小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域	698.0	平成21年11月1日～平成31年10月31日	
	北杜市	小淵沢東部特定猟具使用禁止区域	548.0	廃止	小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域に統合
	北杜市	清春	150.0	廃止	小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域に統合

	北杜市	小淵沢特定猟具使用禁止区域	682.0	平成21年11月1日～平成31年10月31日	
	甲斐市・韮崎市	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域	688.6	平成21年11月1日～平成31年10月31日	
	甲斐市	敷島特定猟具使用禁止区域	184.6	廃止	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域に統合
	甲斐市	敷島双葉中央特定猟具使用禁止区域	59.0	廃止	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域に統合
	甲斐市・韮崎市	双葉特定猟具使用禁止区域	445.0	廃止	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域に統合
	上野原市	桐原特定猟具使用禁止区域	214.0	平成21年11月1日～平成31年10月31日	
	上野原市	野田尻特定猟具使用禁止区域	449.0	平成21年11月1日～平成31年10月31日	
	計	10箇所	2,731.6		
平成22年度	北杜市	武川特定猟具使用禁止区域	195.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	南アルプス市・中央市・山梨市・笛吹市・西八代郡市川三郷町	笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域	1,185.5	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	笛吹市	八代特定猟具使用禁止区域	227.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	笛吹市	境川特定猟具使用禁止区域	152.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	

	甲州市	中原特定猟具使用禁止区域	227.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	南巨摩郡鯉沢町・身延町	中富特定猟具使用禁止区域	150.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	大月市	花咲特定猟具使用禁止区域	185.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	上野原市	犬目特定猟具使用禁止区域	170.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	都留市	大幡特定猟具使用禁止区域	284.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
	南都留郡鳴沢村	富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域	84.0	平成22年11月1日～平成32年10月31日	
計		10箇所	2,859.5		
平成23年度	北杜市	清里特定猟具使用禁止区域	170.0	平成23年11月1日～平成33年10月31日	
	北杜市	明野特定猟具使用禁止区域	200.0	平成23年11月1日～平成33年10月31日	
	北杜市	須玉特定猟具使用禁止区域	150.0	平成23年11月1日～平成33年10月31日	
	北杜市	みずがき湖特定猟具使用禁止区域	43.0	平成23年11月1日～平成33年10月31日	
計		4箇所	563.0		
計		41箇所	11,630.7		

わな猟に伴う危険を予防するための区域

指定予定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定できるとされており、休猟区解除後の区域等について、集中して狩猟者が入り込むことが想定される等、特に必要がある場合には指定を検討する。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

都市化が進む中で、銃猟における危険も次第に高まって来ているため、既設猟区の充実を図るよう、該当市町村を指導する。

(2) 設定指導の方法

指定については、狩猟人口や周辺の地理状況、入猟予想者数等を勘案して行うよう、市町村、狩猟団体等を指導する。

本計画期間中に期間満了となる猟区：本栖猟区（1,480ha H20.10.31満了）

本栖放鳥獣猟区（1,495ha H20.10.31満了）

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の適正管理を図ることとする。

その概要等は次のとおりとする。

(第24表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成16年度	ニホンジカの保護管理	ニホンジカ	平成19年4月1日～平成24年3月31日	山梨県全域	メスジカ狩猟解禁 狩猟期間延長 一人1日当たりの捕獲頭数制限の緩和
平成17年度	イノシシの保護管理	イノシシ	平成19年4月1日～平成24年3月31日	山梨県全域	狩猟期間延長
平成18年度	ニホンザルの保護管理	ニホンザル	平成19年4月1日～平成24年3月31日	山梨県全域	

2 実施計画の作成に関する方針

(第25表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
各年度	ニホンジカの保護管理	ニホンジカ	各年度	山梨県全域	
各年度	イノシシの保護管理	イノシシ	各年度	山梨県全域	
各年度	ニホンザルの保護管理	ニホンザル	各年度	山梨県全域	

第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項

1 方針

全国的に個体数が減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。

2 方法

- (1) 年間の捕獲可能頭数の上限は、狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲を合わせて原則40頭とする。ただし、被害発生市町村の代表、学識経験者、農林業関係者、保護団体等多方面からなる検討会により、前年度の捕獲実績を勘案して当年度の捕獲可能頭数の上限を設定するものとする。
- (2) 狩猟者に対して捕獲可能数を周知するとともに、速やかな捕獲報告を求め、把握した捕獲情報を適時提供するものとする。
- (3) 有害鳥獣捕獲の必要が生じた場合には、設定した上限頭数を超えた捕獲についても可能とする。ただし、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。
- (4) 農作物鳥獣害防止対策会議等を通じて、各種情報の共有化を図りながら、研究機関による防除技術の研究・開発や地域の実状に合った防除技術の啓発・普及・指導等を推進するものとする。
- (5) ツキノワグマに対する正しい知識を啓発するとともに、情報提供を行うことにより事故防止を図るものとする。

第八 カワウの保護管理に関する事項

1 方針

個体数が増加傾向にあるカワウについては、山梨県カワウ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。

2 方法

- (1) 関東カワウ広域協議会で協議した捕獲目標数に従い、捕獲を推進していく。
- (2) 有害捕獲、学術捕獲を引き続き推進する。
- (3) コロニー・ねぐらを管理し、カワウを現在のコロニーに封じ込めることにより生息数の抑制を図る。
- (4) 関東各県と連携した一斉追い払い、一斉モニタリング調査等を行う。

第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

本県に生息する野生鳥獣の適正な保護管理及び適切な有害鳥獣捕獲を実施するため、各関係機関と連携し、野生鳥獣生息調査等を実施するとともに、狩猟者からの捕獲情報の収集・分析を行い、必要な資料を収集する。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類・分布状況・多く見られる時期・生態等について、的確な把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣保護区を中心として、鳥獣の種・確認された比率等をもとに、鳥獣の分布状況把握の資料とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

必要に応じ、希少鳥獣の生息調査を実施する。

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
必要と認められる種	平成19年度～平成23年度	必要に応じて既存資料の収集・分析、アンケート、聞き取り、観察等を実施し、生息数が少ないと認められる、あるいは生息環境が激変すると認められる鳥獣の生息調査を行う。	県内全域	計画期間中

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第27表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内主要河川及び湖沼	平成19年度～平成23年度	本県の主要なガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地に調査員を配置し、カウントすることにより、種ごとの個体数と経年変化を把握し、今後の保護対策を検討するための資料とする。	野鳥保護団体の協力を得て実施する。

(5) ガン・カモ類月別調査

本県は内陸県でありながら、河川や湖沼等は渡り鳥の主要な中継地となっている。しかし、時代とともに生息環境は変化しており、その指標ともなるガン・カモ科鳥類の渡来状況を把握することにより、その保護対策の資料とする。

(第28表)

対象地区名	調査年度	調査月	調査方法・内容	備考
富士川水系 笛吹川水系 濁川水系 荒川水系 相模川水系 富士五湖	平成19年度～平成23年度	毎年9月から翌年3月まで	調査地域内を歩行しながら確認できたガン・カモ科鳥類の全てを種別に記録するロードサイドカウントとする。	委託により実施する。

(6) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定効果を調査するため、当該区域内に調査地を設定し、鳥獣の生息調査を行う。

(第29表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
積翠寺鳥獣保護区 小金沢鳥獣保護区	平成19年度	鳥獣の生息状況や種の多様性等を考慮して選定した2区域について、全長5kmの調査コースを設定したロードサイドカウント方式により年に4回、1地区3人による調査を実施し、生息状況の経年変化を把握する。	
御岳鳥獣保護区 片山鳥獣保護区	平成20年度		
三ツ峠鳥獣保護区 富士山北鳥獣保護区	平成21年度		
山中湖鳥獣保護区 旭ヶ岳鳥獣保護区	平成22年度		
秩父連峰鳥獣保護区 (甲府市・山梨市内) 大菩薩鳥獣保護区	平成23年度		

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の実態を把握し、狩猟の適正化に資するとともに、狩猟者自身の狩猟鳥獣管理意識の高揚を図ることを目的とする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟者による捕獲の場所、数量の報告により生息状況を把握する。

(第30表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	平成19年度～平成23年度	猟期終了後に返納される狩猟者登録証裏面の捕獲報告欄に記載された捕獲実績の報告をもとに、資料整理を行う。	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥する鳥の一部に足環を装着し、捕獲報告等を通じて当該地域内での定着状況を把握する。

(4) 狩猟実態調査

狩猟の実態を把握するため狩猟者を対象としてアンケート調査を実施し、狩猟の実態の把握及び分析を行うための資料とする。

(第31表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	平成19年度～平成23年度	狩猟期間中における出猟日数、出猟区域、目撃情報、捕獲個体の情報及び捕獲鳥獣の利用方法(販売・自己消費の別)について出猟カレンダー等の配付によりアンケート調査を行う。	ツキノワグマについては、捕獲後直ちに捕獲地域を所管する林務環境事務所等に報告をするよう指導する。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

主な有害鳥獣の生態・生息数・被害作物等の関連を明らかにすることにより、農林水産物等に被害を及ぼす鳥獣の個体数管理の資料とする。

(2) 調査の概要

鳥獣による被害の発生状況、分布、密度、食性、繁殖状況等を明らかにし、防除体制の確立及び個体数管理のための資料とする。

(第32表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	平成19年度～	狩猟者による目撃情報、狩猟期の捕獲情報の収集、糞塊密度等によるモニタリング調査を通じてシカの個体数管理の資料収集を行う。	森林環境部が実施する。
カワウ	平成19年度～	飛来状況、魚類の被食状況について調査を実施することにより、被害の実態を明らかにし、今後の個体数管理に資するとともに、効果的な飛来防止対策についても検討していく。	農政部が実施する。
ニホンザル	平成19年度～	テレメトリーによる生息分布及びアンケート等による被害状況等のモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。
イノシシ	平成19年度～	狩猟者による目撃情報、被害状況調査、密度調査等によるモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。

第十 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年5月10日から5月16日までの愛鳥週間を中心に探鳥会、ポスターコンクール等の各種行事を実施する。

(2) 事業の年間計画

(第33表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事		←					→						
スライド等上映		←					→						
食餌木の植樹	←	→											
親子ふれあい巣箱作り											←	→	
野生鳥獣講座		←										→	

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第34表)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
愛鳥週間行事	探鳥会 ポスターコンクール 愛鳥週間ポスター原画募集	同左	同左	同左	同左	
その他	野生鳥獣講座 スライド等上映 食餌木の植樹	同左	同左	同左	同左	小中学校の遠足、夏休み等において鳥獣センターにおいて実施する。

2 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、期間を定めて愛鳥モデル校を指定する。愛鳥モデル校は、野鳥愛護に積極的に取り組んでいる小中学校を地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じてその他の学校も指定する。

(2) 指定期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥の餌となる実のなる緑化木の取得及び学校林整備補助事業の紹介・協力、鳥獣に関する図書、スライド、写真等の貸与を行うとともに、学校が行う授業への講師の派遣や巣箱かけ等を行う場合のアドバイスを積極的に行うよう努める。

(4) 指定計画

(第35表)

区分	平成19年度～平成23年度			備考
	既設	新設	計	
小学校	24	4	28	
中学校	5	2	7	
その他の学校等	1		1	
計	30	6	36	

3 安易な餌付けの防止

(1) 方針

不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置を含め、鳥獣への安易な餌付けは、人身被害及び農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、鳥獣への安易な餌付けを防止するための啓発を図っていく。

(2) 年間計画

(第36表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
観光客等による餌付けの防止	←												→	広報誌等で周知	一般県民、観光客
生ゴミや実収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置等の防止	←												→	広報誌等で周知	一般県民

4 法令の普及徹底

(1) 方針

狩猟期間中の銃猟による事故等の防止や、違法なわなによる狩猟を未然に防止するため、呼びかけやパトロールを積極的に実施するとともに、密猟の防止についても啓発を図っていく。

(2) 年間計画

(第37表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護制度				←→	←→		←→						講習会 " " " 広報誌等	狩猟免許更新者 " " " 一般県民
鳥獣の判別				←→	←→		←→							
捕獲の制限				←→	←→		←→	←→						
鳥獣保護制度と狩猟	←→	←→	←→											

第十一 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、適正に配置する。また、担当職員の専門的知識の向上を図るため、必要に応じて研修会等を開催する。

(2) 配置計画

(第38表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
森林環境部みどり自然課 自然保護担当	2	2	4	2	2	4	鳥獣行政全般、企画立案、計画指導、 狩猟免許試験、県外狩猟者登録等
中北林務環境事務所 森づくり推進課林業自然保護担当	1	1	2	1	1	2	狩猟免許更新事務 県内狩猟者登録事務
峡東林務環境事務所 森づくり推進課林業自然保護担当	1	1	2	1	1	2	有害鳥獣捕獲許可事務 鳥獣保護区等指定に関する調査 標識の設置
峡南林務環境事務所 森づくり推進課林業自然保護担当	1	1	2	1	1	2	鳥獣保護区等工作物設置許可 狩猟の指導及び取締り
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課林業自然保護担当	1	1	2	1	1	2	鳥獣に関する諸調査
計	6	6	12	6	6	12	

(3) 研修計画

(第39表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
関東山静ブロック鳥獣行政担当者会議	都県	11月中	1	ブロック	30	鳥獣・狩猟行政に係る諸問題に対する意見交換等	
鳥獣行政担当者会議	県	5月、9月	2	全県	15	狩猟免許試験・更新・狩猟者登録制度	
市町村鳥獣行政担当者会議	県	5月	1	全県	100	有害鳥獣捕獲、特定鳥獣管理捕獲、傷病鳥獣保護	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣及び鳥獣の保護に関する専門的知識を有し、狩猟取締や鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣の生息状況調査、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への普及啓発等、鳥獣保護管理事業を推進する地域の指導者として非常勤の鳥獣保護員を設置する。

鳥獣保護員の任命は、その職務に適格性を有する者を市町村長、狩猟団体及び鳥獣保護団体の推薦により充てることとし、その配置は、地域に密着した活動が可能となるよう市町村面積等を勘案して行う。

(2) 設置計画

(第40表)

基準設置数(A)	平成18年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計(C)	充足率(C/A)
73人	73人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	73人	100%

(3) 年間活動計画

(第41表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区の管理	←											→	
狩猟の指導・取締								←				→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←		→										
鳥獣の生息状況調査	←												→
鳥獣保護管理に関する地域への助言・指導	←												→
その他鳥獣保護に関する業務(傷病鳥獣保護等)	←												→

(4) 研修計画

(第42表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	各出先機関	5月	1	ブロック	73	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護員の職務、傷病鳥獣の取扱、狩猟の指導・取締の方法等の習得、鳥獣保護管理	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

近年の鳥獣保護思想の高まりにより、身近な市町村単位で鳥獣に対する知識を有した人材が強く求められている。このことから、市町村職員に対して研修会等を実施し、鳥獣の生態や保護に対する知識を普及させるとともに、地域住民に対する情報発信源としての機能を果たすよう努めることとする。

(2) 研修計画

(第43表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
市町村鳥獣行政担当者会議	県	5月	1	全市町村	100	法律の目的や野生鳥獣の果たす役割、傷病鳥獣の保護方法や狩猟の果たす社会的役割等について、統一的な認識を持ち、地域住民に対して啓発や具体的な活動を行うに足る知識を持つよう研修を行う。	

(3) 狩猟者の減少防止対策

本県の狩猟者は、年々高齢化するとともに減少してきている。狩猟者の減少は将来にわたって有害鳥獣捕獲等における従事者不足をもたらし、今後深刻な問題が生じる可能性も十分考えられる。

このため、メディア等を通じて若年層を中心として狩猟が果たしてきた社会的な役割を啓発し、狩猟人口の確保を図るよう努めるとともに、狩猟者の確保及び育成が図られるように、研修等に努めるものとする。

4 鳥獣センター

(1) 方針

山梨県鳥獣センターは、放鳥用キジの増殖を目的に昭和39年、甲府市山宮町に設置された。その後、鳥獣保護思想の普及啓発の場を創設するため、施設の規模拡大が必要となり、昭和51年に現在地に移転した。キジ増殖部門は昭和62年に廃止し、傷病鳥獣保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を主要業務として現在に至っている。

近年では、毎年1万5千人前後の来場者数があり、自然保護思想の普及啓発の場として展示・研修施設の充実に努める。

(2) 鳥獣センターの施設計画

(第44表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
山梨県鳥獣センター	S51	甲府市和田町	1.1ha	管理棟、水鳥舎、親子工作室、小鳥舎、鳥獣保護室、展示室、キジの仲間舎	傷病鳥獣保護の機能に加え、鳥獣に関する様々な剥製等の学術標本が展示されている。年間約1万5千人が利用している。	武田の杜の施設として一体的な利用を図る	指定管理者制度導入施設

5 取締り

(1) 方針

かすみ網等を使用した違法な捕獲や、狩猟期における禁止事項の遵守について重点的に取締りを実施するとともに、警察等関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な取締を行うこととする。

(2) 年間計画

(第45表)

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
かすみ網等による密猟	←		→											
有害鳥獣捕獲者・管理捕獲者	←							→				←	→	
狩猟全般								←	→					

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第十二 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 希少鳥獣の保護管理の考え方

本県に生息する希少鳥獣の生態を踏まえ、必要に応じて適切な鳥獣保護管理を進めるものとする。

(1) 対象種

山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧 A・B類及び 類に該当する鳥獣のうち、特に保護が必要である種を対象とする。

(2) 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により希少鳥獣の生息状況や生息環境の把握及び保護に努める。

2 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、特に鉛製銃弾の使用禁止について、必要に応じて県内の地域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するよう努めるものとする。

(2) 指定計画

全体計画

(第46表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成15年度	鉛製銃弾を使用する方法	1箇所	1110.0ha	

個別計画

(第47表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
平成15年度	鉛製銃弾を使用する方法	天子湖指定猟法禁止区域	1110.0ha	指定の日から無期限	法第12条第2項に基づく鉛製散弾使用禁止区域からの移行

3 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥獣のうち、特に非狩猟鳥獣の個体の移動についての的確に把握し、違法捕獲や違法飼養を未然に防止するよう指導を行う。

(2) 飼養適正化のための指導内容

県・市町村の広報誌等により、適正な飼養の周知徹底を図る。

飼養許可更新時に、飼養者を指導する。

鳥獣保護員等により、巡回指導を行う。

4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の 、 のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

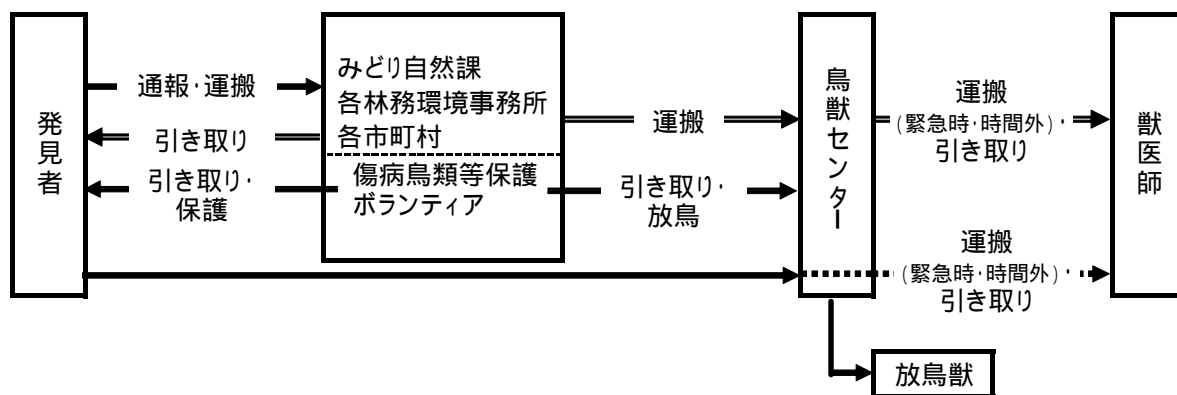
(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣の保護体制

次のとおりであるが、傷病鳥類等保護ボランティアの充実及び県内開業獣医師との協力・連携体制について検討する。



基本的には、発見者が鳥獣センターへ搬入を行う。
ボランティアは実施要領に基づき保護・運搬を行う。

(2) 野生復帰不可能個体等の取扱い

負傷の程度が重い等、鳥獣センターで治療を行っても快復する見込みがなく野生復帰が困難であると判断される個体、あるいは特定鳥獣管理計画の対象個体、特定外来生物法により野外への放鳥獣を行うことができない個体については、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養することとする。

6 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等については、「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づき、適切な対応を行うものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の実施あたっては、別途、国が作成した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部局の対応について」を基に適切な実施を図るものとする。